



流山市監査委員告示第18号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和3年12月24日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一





第4号様式

流教生第250号
令和3年12月15日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年6月17日付け、流監第40号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年6月17日・流監第40号		
監査の種類別	公の施設の指定管理者監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
アクティオ株式会社 生涯学習部 生涯学習課	意見	仕様書に記載されている経理に関する内容と実際の経理処理にそごが生じていた。仕様書どおりに実施することが困難である場合には、所管部課として指定管理料の使途等、経理上の記録を明確に把握できるよう、仕様書の取扱い等について協議し、報告書の様式等の見直しを検討されたい。	指定管理者と協議し、管理口座・経理区分に関して覚書を締結しました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。